

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の規定による認定申請のご案内

【「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果】

国においては、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく業種の指定を行っています。

これらの指定業種を営む中小企業者で、主要原材料である原油及び石油製品（揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む））の価格が著しく上昇しているにもかかわらず製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じていると認められる場合、「特定中小企業者」の認定を受けることができます。

当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

【必要書類】

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ）2通（①～③のいずれか）
- ② 最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入額及び仕入数量が証明できる資料
- ③ 最新の決算期における売上原価及び原油等の仕入額が証明できる資料
- ④ 最近3か月間及び前年同期の売上高及び原油等の仕入価格が証明できる資料
- ⑤ 直近の決算書1期分の写し（個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し）
- ⑥ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る）
- ⑦ 法人設立（開設）申告書の写し、又は個人事業の開業届出書の写し（法人で事業所が登記上の所在地と違う場合、又は個人事業主の場合に限る。ただし、決算書、確定申告書、許認可証等で事業実体のある事業所の所在地が確認できる場合は不要）
- ⑧ 許認可証、登録証、届出書等の写し（許認可等を必要とする事業）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

【その他】

- ① 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ② 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。
- ③ 申請にあたって必要事項の聞き取りをさせていただく必要がありますので、郵送による申請は受け付けておりません。直接窓口までお越しください。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-①)

年 月 日

大津市長 様

申請者
住所 _____

氏名 _____ 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率
%

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価
円 (注4)

e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価
円 (注4)

②原油等が売上原価に占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率
%

C : 申込時点における最新の売上原価
円 (注4)

S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格
円 (注4)

③製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

P =
円 (注4)

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格
円 (注4)

a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格
円 (注4)

B : 申込時点における最近3か月間の売上高
円 (注4)

b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高
円 (注4)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P > 0となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

大産商第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

大津市長

申請者名： _____

(表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高)

業種(※1)	最近の売上高	構成比
業	円	%
業 業(※2)	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※1：業種欄には、営んでいる全ての事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2：企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近1か月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
企業全体	円【E】	円【e】	%

(表3：企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
企業全体	円【C】	円【S】	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

(表4：企業全体の製品等価格への転嫁の状況)

	最近3か月間の原油等の仕入価格	最近3か月間の売上高	(A/B)	前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
企業全体	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		

(注) 申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）の提出が必要。

様式第5－（ロ）－②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ－②）

年 月 日

大津市長 様

申請者

住所

氏名 _____ 印

私は、_____業（注2）を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

① 原油等の仕入単価の上昇（注3）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

主たる業種に係る上昇率 _____ %

全体に係る上昇率 _____ %

主たる業種に係る平均仕入単価 _____ 円

全体に係る平均仕入単価 _____ 円

主たる業種に係る平均仕入単価 _____ 円

全体に係る平均仕入単価 _____ 円

② 原油等が売上原価に占める割合（注3）

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C：申込時点における最新の売上原価

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

主たる業種に係る依存率 _____ %

全体に係る依存率 _____ %

主たる業種に係る売上原価 _____ 円

全体にかかる売上原価 _____ 円

主たる業種に係る仕入価格 _____ 円

全体に係る仕入価格 _____ 円

③ 製品等価格への転嫁の状況（注4）

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A：申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a：Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B：申込時点における最近3か月間の売上高

b：Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

主たる業種に係る転嫁の状況 P = _____

全体に係る転嫁の状況 P = _____

主たる業種に係る仕入価格 _____ 円

全体に係る仕入価格 _____ 円

主たる業種に係る仕入価格 _____ 円

全体に係る仕入価格 _____ 円

主たる業種に係る売上高 _____ 円

全体に係る売上高 _____ 円

主たる業種に係る売上高 _____ 円

全体に係る売上高 _____ 円

（注1）本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）主たる事業が属する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注3）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

（注4）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

大産商第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

（注）本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

大津市長

申請者名：_____

(表 1：事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

当社の主たる事業が属する業種は_____ (※ 1)

業種 (※ 2)	最近 1 年間の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※ 1：最近 1 年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※ 2：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表 2：主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近 1 か月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
主たる業種	円【E】	円【e】	%
全体	円【E】	円【e】	%

(表 3：主たる業種及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
主たる業種	円【C】	円【S】	%
全体	円【C】	円【S】	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値でも可。

(表 4：主たる業種及び全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況)

	最近 3 か月間の原油等の仕入価格	最近 3 か月間の売上高	(A/B)	前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
主たる業種	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		
全体	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		

(注) 認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、試算表、売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-③)

年 月 日

大津市長 様

申請者
住 所
氏 名 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表）

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C：申込時点における最新の全体の売上原価 円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注2）

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況（注2）

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 =$$

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) P1>0、かつ、P2>0となっていること。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

大産商第 号

年 月 日

申請書のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで
大津市長

(申請書ロ-③の添付書類)

申請者名： _____

(表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇)

a. 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価	b. 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率
円 【E】	円 【e】	% 【E/e×100-100】

(表2：指定業種に係る原油等の仕入価格)

c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種(※1)	d. 指定業種に係る原油等の仕入価格
業	円
業 業(※2)	円
合計	円 【S】

※1：認定申請書の表には、c.欄に記載する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。

※2：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

(表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合)

全体の売上原価(a)	指定業種に係る原油等の仕入価格(b)	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合(b/a×100)
円 【C】	円 【S】	%

(表4：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況)

指定業種(※)	最近3か月の指定業種に係る原油等の仕入価格(a)	最近3か月の指定業種に係る売上高(b)	(a/b×100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格(c)	前年同期の指定業種に係る売上高(d)	(c/d×100)
業	円	円	%	円	円	%
業	円	円	%	円	円	%
業	円	円	%	円	円	%
合計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※：表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況)

最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月間の全体の売上高 (b)	(a/b×100)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の全体の売上高 (d)	(c/d×100)
円 【A1】	円 【B2】	%	円 【a1】	円 【b2】	%

(注) 申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。